

(公 印 省 略)
産 第 3 0 2 6 5 - 2 3 4 号
令和 4 年 1 2 月 5 日

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太
(産業経済部産業政策課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」の改訂について

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和 4 年 1 2 月 1 日（木）に開催しました、第 9 7 回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」の改訂を決定しました。

つきましては、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

－改訂の概要－

(1) 警戒レベルについて、0～4 の 5 段階から 1～4 の 4 段階への見直し

(2) 警戒レベル移行の判断基準の「客観的な数値」については、国の分科会や対策本部の基準に準じて、警戒レベル 4 の数値指標として病床使用率／重症病床使用率 8 0 % 以上を追記

(3) 国が示した社会経済活動の状況に関する事象については、必要に応じて関係団体等を通じて情報収集することを記載。あわせて、対応方針の選択肢として「医療ひっ迫防止対策強化宣言、医療非常事態宣言」を記載

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」』を御確認ください。
さい。

【問い合わせ先】

(社会経済活動再開に向けたガイドラインに伴う要請内容及び
新型インフルエンザ等対策特別措置法に関すること)

担 当：危機管理課感染症対策調整係

T E L：0 2 7 - 2 2 6 - 2 4 2 0